

平成22年8月27日

お知らせ

資料提供先：鳥取県政記者クラブ
鳥取市政記者クラブ

千代川を美しく保つために 千代川ごみマップを最新版に更新しました。 ～ゴミの処理費用に、約200万円(年間)の税金を投入しています～

鳥取河川国道事務所では、ゴミの不法投棄の実態を知ってもらい、美化意識の向上や不法投棄防止対策に役立てることを目的として、千代川の直轄管理区間に捨てられたゴミの状況を取りまとめた「千代川ごみマップ」を作成しており、この度、「千代川ごみマップ（平成22年3月版）」が完成しました。

今回は、「河川に持ち込まれ捨てられたゴミ」と「河川利用者がゴミを持ち帰らずに捨てたゴミ」とで、不法投棄防止対策が異なるため、ゴミの種類毎に区分して作成しました。

◎千代川水系の不法投棄の特徴

- ・千代川では因幡大橋を境に下流側でレジヤーゴミが多く、上流側で家庭ゴミ、粗大ゴミ、家電ゴミの投棄が目立っています。
- ・袋川は、興南大橋、JR橋、新今在家橋付近で家庭ゴミ、家電ゴミの投棄が目立っています。
- ・ゴミの不法投棄量は、近年、ほぼ横ばい状態です。
(H21年度 約109m³、H20年度 約110m³、H19年度 約91m³)

今後も、特に不法投棄の多い区域の重点巡視、カメラによる監視を強化し、また、ごみマップをホームページで掲載し、地域の皆さんによる監視やモラルの向上、地域と一体となった清掃活動に取り組んでいきたいと考えています。

不法投棄は犯罪です。河川敷への不法投棄の現場を目撃したら、最寄りの出張所までご連絡下さい。

千代水出張所 TEL0857-28-6229 管轄：千代川源太橋より下流、新袋川、袋川
河原出張所 TEL0858-85-0517 管轄：千代川源太橋より上流、八東川

問い合わせ先
国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

【担当】 河川管理課長 くにもと ちかのり 國本 哉智
【広報担当】 調査設計課長 ひめむら こうぞう 姫村 幸造
TEL (0857) - 22 - 8435 (代表)
FAX (0857) - 29 - 1819

鳥取河川国道事務所ホームページアドレス

<http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

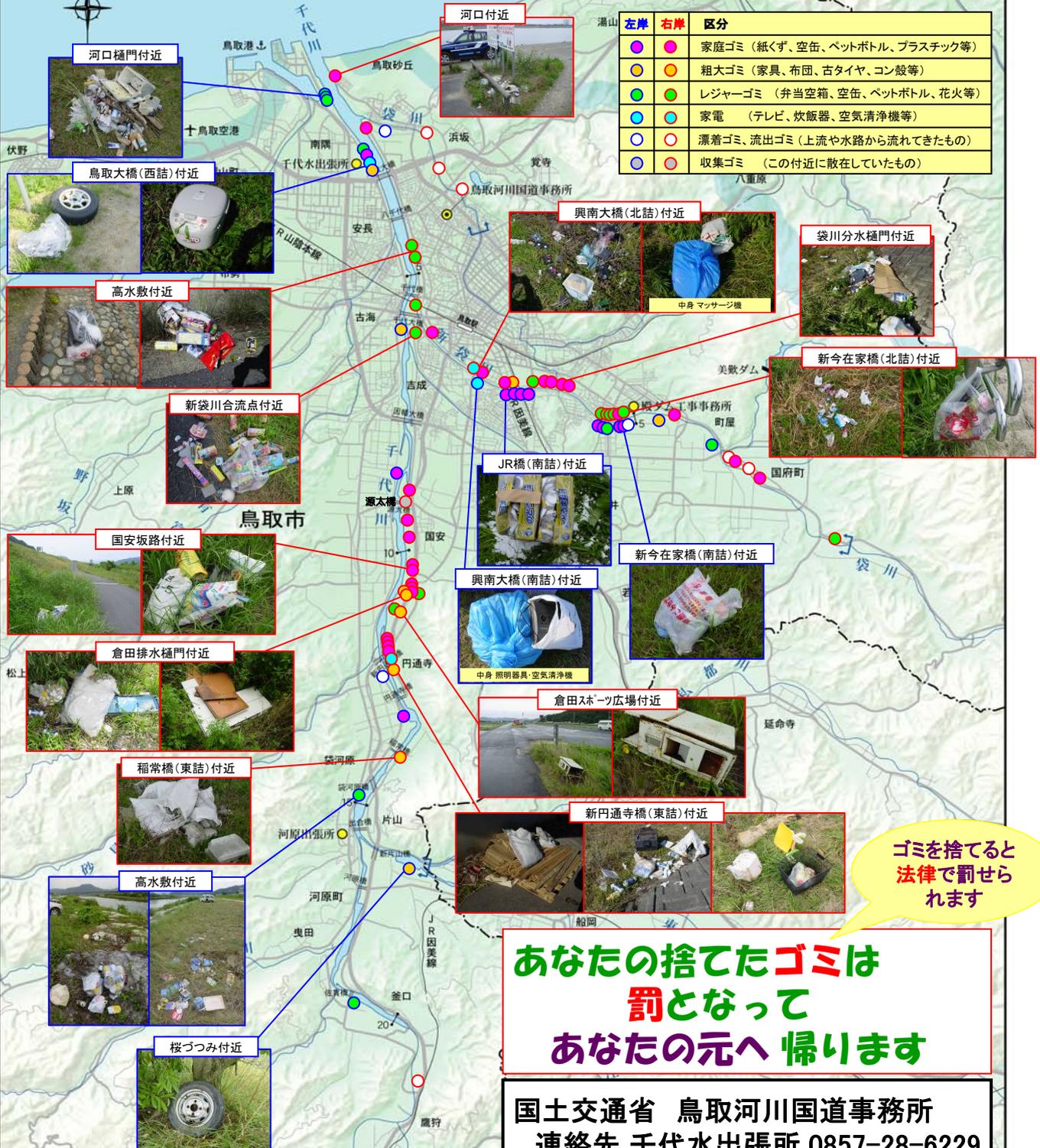
千代川ごみマップ

平成22年3月版
(H21.4~H22.3)

河川法(施行令第16条の4)
罰則 3ヶ月以下の懲役、または20万円以下の罰金
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第5条)(第16条)
罰則 5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方

ゴミに関する法律

左岸	右岸	区分
●	●	家庭ゴミ (紙くず、空缶、ペットボトル、プラスチック等)
●	●	粗大ゴミ (家具、布団、古タイヤ、コンクリート等)
●	●	レジャーゴミ (弁当空箱、空缶、ペットボトル、花火等)
●	●	家電 (テレビ、炊飯器、空気清浄機等)
○	○	漂着ゴミ、流出ゴミ (上流や水路から流れてきたもの)
○	○	収集ゴミ (この付近に散らしていたもの)



ゴミを捨てると
法律で罰せら
れます

**あなたの捨てたゴミは
罰となって
あなたの元へ帰ります**

国管理区間のゴミ処理費用
約200万円 (年間)

国土交通省 鳥取河川国道事務所
連絡先 千代水出張所 0857-28-6229
河原出張所 0858-85-0517

注) 河川の上流から河口に向かい、左側の河岸が「左岸」、右側の河岸が「右岸」です